

## ■受験対策ミニ講座 4号 2017■

秋深まり選挙戦もたけなわですが、ソーシャルワーカーはいつの時代も社会的に困難な立場の人の側にいて活動を続けてきました。私たちが心落ち着けて今、やるべき事を見つめていきましょう。

「試験だからひたすら暗記」と思っていませんか？国家試験は科目数が多い上、内容も高度で複雑、深く理解していることが求められ、丸暗記ではどうも太刀打ちできません。でも大丈夫！科目を関連付けながら理解を深め、効率的に学ぶ方法を■PLUS COLUMNでご紹介します。その前に基本知識の確認から。

【問題4：(1)～(5)に当てはまる言葉は何か】—————

現在の民生委員制度の前身となった岡山県の済世顧問制度発足から今年100年目となる。民生委員は地域住民の福祉向上のために福祉事務所等への協力活動を行う民間奉仕者で(1)の推薦により(2)が委嘱し、任期は(3)年。民生委員は児童委員を兼ねるため民生児童委員とも呼ばれるが、法的根拠としては、民生委員は(4)法、児童委員は(5)法である。

正解と解説は最後に記載しています。

### ■Plus Column . . . . .

【点を線をつないで】

1917年はロシア革命が起きた年と世界史で習いましたね。ソーシャルワークの世界で1917年と言えば、アメリカの慈善組織協会が友愛訪問活動をしていたメアリーリッチモンドが著書『社会診断』を発表した年です。ソーシャルワークの理論化はここから始まったとされ、リッチモンドは「ケースワークの母」とも言われています。

この年は日本では大正6年。岡山県で済世顧問制度が開始された年です。地主などの有力者が「村の顧問」となり、生活困窮に陥りそうな家庭を行政に報告するという制度で、日本初の防貧事業とされます。明治維新後の近代化によって貧富の差が拡大し、富山県で米騒動が起きるなど、社会不安が高まっていた時代、翌年には大阪府で同様の趣旨の方面委員制度が発足しています。方面委員制度は昭和4(1929)年の方面委員令によって全国に広がり、これが戦後の民生委員制度に繋がっていきます。

20世紀初頭、世界のあちこちで貧困問題が深刻化していた事、その頃に防貧政策やソーシャルワーク実践と理論化が始まっていた事を捉えておきましょう。これらは「地域福祉」、「現代社会」、「低所得者」、「児童」、「相談援助の基盤と専門職」、「相談援助の理論と方法」などの科目に共通する項目で、過去に様々な形で出題されています。

一つの項目について、関連する科目のテキストも平行して読んでみる、言ってみればバラバラの知識(点)を線をつないでいくような学習方法です。遠まわりのようですが、実は丸暗記などより効率的で、理解も深まり実力がつく学び方です。

ちなみに、済世顧問制度や方面委員制度はドイツのエルバーフェルト市で行われていた防貧制度を参考にしたものですが、約80年後の介護保険制度(2000年)もドイツの制度を参考にされています。

### ■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→[http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page\\_id=2686](http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686)

【問題4：の正解と解説】

(1) 都道府県知事 (2) 厚生労働大臣 (3) 3年 (4) 民生委員法 (5) 児童福祉法

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19KDX 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus

発行者： 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会